

(仮称)世田谷区地域行政推進条例(素案)及び  
(仮称)世田谷区地域行政推進計画(素案)について

(付議の要旨)

(仮称)世田谷区地域行政推進条例(素案)、(仮称)世田谷区地域行政推進計画(素案)について報告する。

1 主旨

(仮称)世田谷区地域行政推進条例素案、推進計画素案について、区議会、庁内等からの意見を踏まえて、取りまとめたので報告する。

2 (仮称)世田谷区地域行政推進条例素案(別紙1)、(仮称)世田谷区地域行政推進計画素案(別紙2)

3 素案(案)に対する議会及び庁内からの意見を踏まえた主な修正点

裏面の通り

4 今後のスケジュール(予定)

令和4年1月18日	地域行政・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会の臨時開催 (議会からの質問への回答)
2月2日	地域行政・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会(推進条例素案、推進計画素案) パブリックコメント、区民意見交換会等
9月	第3回区議会定例会(推進条例案提案、推進計画案提示)
10月	推進条例施行、推進計画スタート

## 素案（案）に対する議会及び庁内からの意見を踏まえた主な修正点

### ○前文

- ・ 庁内からの「世田谷の特徴である地域行政の三層構造を記述すべき」との意見を踏まえ、地域行政の三層制に関する記述を前文に追加した。
- ・ 議会・庁内からの「地域行政のこれまでの取組みの総括をすべき」「出張所改革の経緯や結果についても記述すべき」との意見を踏まえ、出張所改革に関する記述を前文に追加した。
- ・ 議会からの「DXの推進を踏まえた窓口サービスのあり方を示すべき」との意見を踏まえ、DXの推進による行政サービスの改革に関する記述を前文に追加した。
- ・ 議会・庁内からの「共創がわかりづらい」「地域行政の推進という性格の条例からは共創につなげることは不自然」「地域づくりなら安全安心の視点を表明すべき」との意見を踏まえ、「共創」削除し、「安全安心で暮らしやすい地域づくり」を追記した。

### ○本則

- ・ 庁内からの「多様な主体という表現は分かりにくい」との意見を踏まえ、「区民等」の定義内容を改め、「区民等」と「多様な主体」との表現を整理した（第2条第2号関係ほか）。
- ・ 庁内からの「区民の責務も規定すべき」との意見を踏まえ、区の責務の規定を区民の主体的なまちづくり、行政サービスの利用、区民参加を支えることを意図したものであることを明示する表現に改めた（第3条関係）。
- ・ 部内検討を踏まえ、デジタル化への対応が困難な区民等への支援に関する記述を追加した（第4条第4号関係）
- ・ 議会からの「地区を基盤として区民の安全・安心を図るべき」との意見を踏まえ、「まちづくりに係る支援及び総合調整機能」に含意していたまちづくりセンターの防災に係る機能についての充実強化を別個の条として規定した（第9条関係）。
- ・ 庁内からの「地域包括ケアの地区展開に関する記述が薄い」「児童館の地区展開を見据えた規定を置くべき」との意見を踏まえ、児童館との連携による社会資源開発・福祉のまちづくりの推進に関する規定を追加した（第10条第2項関係）。
- ・ 議会からの「総合支所の権限のあり方を規定すべき」との意見を踏まえ、総合支所のまちづくりセンター支援に関する規定を追加した（第14条第2項関係）。
- ・ 議会・庁内からの「本庁の役割に関する事項も規定すべき」との意見を踏まえ、本庁の定義を置く（第2条第10号関係）とともに、本庁が区政運営に係る計画の策定等の際に、必要な措置を講ずべきことの規定を追加した（第17条関係）。
- ・ 議会からの「DXの推進を踏まえた組織のあり方を示すべき」との意見を踏まえ、組織の整備に関する規定を追加した（第18条関係）
- ・ 議会からの「地域行政審議会（附属機関）の設置は不要である」との意見を踏まえ、地域行政審議会の設置等に関する規定を削除するとともに、それに替わる区民意見を聴く仕組みに関する規定を追加した（第22条関係）。